魚津市コンベンション開催事業補助金のご案内

1、対象となるコンベンション

下記の要件を満たす学会、大会・会議、企業ミーティング、合宿及び修学旅行並びにこれら類するものを対象とし、その主催者に補助金を交付します。

2、要件 (次の要件を全て満たすこと)

- ●魚津市内で開催されるもの
- ●参加者のうち富山県外から参加する者で、市内の民間宿泊施設に宿泊する者の 延べ人数が、50人以上であること
- ●魚津市から別に補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと (会場使用料の減免含む)
- ●国または地方公共団体が主催・共催でないこと
- ●政治活動・宗教的活動・営利活動を目的とするものでないこと
- ●公序良俗を害するものでないもの

3、補助金の額

●学会、大会・会議、企業コンベンション

県外からの参加者…

1人1泊 1,000円

外国からの参加者で日本国籍を有しない者… 1人1泊 6,000円

- ※補助金限度額は、1団体1回につき30万円
- ●合宿、修学旅行

県外からの参加者…

1人1泊 800円

外国からの参加者で日本国籍を有しない者… 1人1泊 6,000円

- ※補助金限度額は、1団体1回につき30万円
- 【例】 県外参加者 50 人・外国からの参加者 5 人 3 泊 4 日の学会コンベンションの場合 (県外からの延べ宿泊者数 **150** 泊×1,000 円)
 - + (外国からの延べ宿泊者数 15 泊 ×6,000 円) = 補助金額 240,000 円

4、申請するには・・・

※申請前に、下記担当までご連絡をお願いいたします。

※原則として、コンベンションの開催日3ヶ月前までに申請してください。

【申請に必要な書類】

- ①補助金交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書 (様式第2号)
- ③収支予算書 (様式第3号)
- ④参加者名簿
- ⑤開催要領
- ※①~③は、魚津市役所ホームページからダウンロードできます。
 - ④~⑤は、特に様式を定めていません。

5、内容に変更・中止等があったとき・・・

宿泊者数増加など、コンベンションの内容に変更が生じたときは、変更承認申請書を提出してください。ただし、変更申請額が交付決定額以下の場合は、提出する必要はありません。

- ①変更承認申請書(様式第4号)
- ②事業計画書 (様式第2号)
- ③収支予算書 (様式第3号)
- ④参加者名簿
- ※①は、魚津市役所ホームページからダウンロードできます。
 - ②~④は、変更後の内容を記入してください。

6、コンベンションが終了したら・・・

コンベンション終了後、事業終了後 1ヶ月以内に、実績報告書を提出してください。

【実績報告に必要な書類】

- ①実績報告書(様式第5号)
- ②事業報告書(様式第6号)
- ③収支決算書(様式第7号)
- ④宿泊証明書(様式第8号)
- ⑤施設利用料の写し
- ⑥請求書兼振込依頼書
- ⑦委任状(※申請者と振込先の名義が異なる場合)
- ※①~⑦は、魚津市役所ホームページからダウンロードできます。

7、補助金の交付について

補助金の交付は、原則、実績報告書提出後になります。(口座振込み)

8、その他注意事項

- ●上記書類について
 - 4、①補助金交付申請書(様式第1号)
 - 5、①変更承認申請書(様式第4号)
 - 6、①実績報告書(様式第5号)
 - 5 請求書兼振込依頼書
 - 6委任状

これらの住所・氏名(肩書きを含む)・印鑑は統一してください。

●電話等でご連絡をさせていただく場合がありますので、 担当者の氏名・電話番号等についてお知らせ下さい。

~~書類の提出及びお問い合わせ先~~ 魚津市商工観光課観光戦略係

〒937-8555

富山県魚津市釈迦堂 1-10-1

TEL:0765-23-1025

FAX:0765-23-1060

E-Mail: kanko@city.uozu.lg.jp